

令和4年度

おいらせ町農業委員会

第4回 総会議事録

期日 令和 4年 6月10日

# 場所 おいらせ町役場分庁舎

## 第4回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎
2. 開会期日 令和 4年 6月10日（金）午後 3時56分
3. 閉会日時 令和 4年 6月10日（金）午後 4時12分
  
4. 出席委員

1 番 日ヶ久保 浩幸 君	2 番 馬場 武雄 君	3 番 日ヶ久保 亨 君
4 番 玉川 勉 君	5 番 沼舘 廣志 君	6 番 久慈 弘子 君
7 番 吉田 良紀 君	8 番 袴田 光雄 君	9 番 佐々木 明博 君
10 番 松本 一弥 君	11 番 柏崎 幸子 君	12 番 坂井田 進 君
13 番 袴田 信男 君	14 番 上久保 辰視 君	15 番 久保田 信一 君
16 番 川口 勉 君	17 番 成田 健義 君	18 番 名古屋 誠一 君
19 番 松林 勝智 君		
  
5. 欠席委員
  
6. 会議に付した事件
  - (1) 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
  - (2) 報告第8号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
  - (3) 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
  - (4) 議案第14号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
  - (5) 議案第15号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
  - (6) 議案第16号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
  
7. 会議録署名委員  
13 番 袴田 信男 君、 14 番 上久保 辰視 君
  
8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの  
おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳
  
9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後3時56分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和4年度第4回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 19名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、14番 上久保 辰視 委員、13番 袴田 信 男 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第7号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第7号について説明します。</p> <p>議案書の1-1から1-7ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出を</p>

議 長	<p>したものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告第7号について、皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第7号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第8号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第8号について説明します。</p> <p>議案書の2ページと、資料1、2をご覧ください。</p> <p>照会は2件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>ないようですので、報告第8号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第13号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第13号について説明します。</p> <p>議案書の3-1、3-2ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、1議案3件であり、権利の内容は所有権の移転が3件です。</p> <p>番号1は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 木ノ下東1818番 外5筆、地目は 田、面積は合計4,791平方メートルとなっております。</p> <p>番号2は、贈与による所有権移転です。</p> <p>資料4をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 彦七川原127番1 外1筆、地目は 田、面積は合計853平方メートルとなっております。</p>

	<p>番号3は、贈与による所有権移転です。</p> <p>資料5から7をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 一川目二丁目65番214 外9筆、地目は 田、畑、面積は 合計12,541平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第13号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第13号を原案どおり決定いたします。</p> <p>つづいて、議案第14号「農地法第5条第1項の規定に基づく農</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>地転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。</p> <p>はい、議長。事務局長。 それでは議案第14号について説明します。 議案書の4ページと資料8、9をご覧ください。 譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。 土地の所在は、川端22番1、地目は畑、面積は274平方メートルです。用途は宅地、転用の事由は自己住宅を新築し、駐車場を設けるとなっております。 以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、5月30日に現地調査を行っておりますので、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>5番 (沼館委員)</p>	<p>それでは、調査の結果について説明します。 5月30日に 松林会長、久慈 弘子 委員、私、西館事務局長、川口事務局次長、尾駁主任主査の6人で調査を行いました。</p> <p>番号1の申請地は、自己住宅を建築します。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。盛土は行わず、南側、西側の農地は地盤高が同一であることから、農地への影響はないと考えられます。申請者立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、役場分庁舎からおおむね500m以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、アパート暮らしの解消のため、自己住宅の建築を計画し、父親の所有する農地である申請地を選定しました。申請地周辺で代替地も検討したが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものである。不許可の例外で認められる、代替地がないに該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第14号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>



議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第14号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第15号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第15号について説明します。</p> <p>議案書の5-1から5-5ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和4年6月3日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>使用貸借権の設定が3件、賃借権の設定が5件、売買が3件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は30筆で、合計面積は83,592平方メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

議 長	<p>質疑なしと認め、議案第15号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第15号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第16号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案16号について説明します。</p> <p>議案書の6-1から6-5ページをご覧ください。議案書の6-2については別紙ですね、紙1枚でものでお渡ししている差し替え版がございますので、そちらをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が11件と賃借権の設定が3筆となっております。これにより集積される農地は31筆で、合計面積は56,776平方メートル、設定期間は5年から10年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p>

議 長	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第16号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第16号を原案どおり決定いたします 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 これで、第4回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>